

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人崇徳会が開設する長岡西病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 社会医療法人 崇徳会 長岡西病院
- 2 所在地 新潟県長岡市三ツ郷屋町371番地1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（1名以上）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時とする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長岡西病院から半径10km以内の区域とする。

ただし、提供地域以外で希望する場合、交通費を別途請求する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

□交通費	1 k m (当事業所より半径10 k m 超えた場合)	30円 (消費税別)
------	---------------------------------	------------

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(相談・苦情対応)

第9条 事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問(予防)リハビリテーションサービスまたは訪問(予防)リハビリテーション計画に位置づけたサービス等に関する要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応する。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(ハラスメント対策)

第11条 事業者は、現場で働く職員の安全管理と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。事業所内において業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

- 1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- 2) 個人の尊厳や人格を言動や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
- 3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は当該職員、利用者及びその家族が対象となる。

2 ハラスメント事案が発生した場合、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止案を検討する。

3 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(虐待防止)

第12条 事業所は、虐待発生または再発防止するため次の号に定める措置を講じるよう努める。

2 事業所において、事業者に対し、虐待防止の研修を定期的実施する。

3 社会医療法人崇徳会長岡西病院医療安全委員会に定める基準に準じ、必要な対策を検討する。
また、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。

4 虐待防止のための指針を整備することに努める。

5 事業所はサービス提供中に、当該事業従事者または介護者(利用者の家族等、現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第13条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように社会医療法人崇徳会長岡西病院BCPの基準に準じて業務を行う。事業者の清潔の保持や健康管理、事業所の備品等の衛生的な管理を行うように努める。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、「業務継続計画」に従って必要な措置を講じる。

- ・必要な措置については社会医療法人崇徳会長岡西病院BCPに準じる
- ・事業者に対し、業務継続計画の周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人崇徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年8月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

この規定は、令和1年10月1日に改定し、施行する。

この規定は、令和4年4月1日に改定し、施行する。

この規定は、令和6年4月1日に改定し、施行する。